

保護命令について

保護命令とはDV被害を防止するため、裁判官が加害者に発する命令のことです。

保護命令の対象となる暴力は

身体的暴力と生命・身体に危害を加えること(「殺す」など)を告げて行う脅迫です!

※性的暴力、経済的暴力、精神的暴力(生命等に向けた脅迫を除く)は保護命令の対象となりません。

保護命令の3つの種別

退去命令

加害者に、被害者と住む住居から退去することを命じるものです。

その間に、被害者が引っ越しをして安全な場所へ避難するための手助けとなります。

期間は2ヶ月

接近禁止命令

加害者が、被害者に近づくことを禁止する命令です。

※必要な場合は、被害者と同居する子供や被害者の親族等に対する接近禁止命令も発せられます。

期間は6ヶ月

電話等禁止命令

加害者が、被害者に次のことを行うことを禁止する命令です。

- ①面会の要求
- ②行動を監視していると告げる行為
- ③著しく粗野・乱暴な言動
- ④無言電話・連続電話等
- ⑤夜間の電話等(午後10時から午前6時まで)
- ⑥汚物等の送付
- ⑦名誉を傷つける
- ⑧性的羞恥心の侵害

期間は6ヶ月



保護命令決定までの流れ

※保護命令は、被害者が地方裁判所に申し立てます。

